

議案第10号

取手市切土等工事の適正な執行に関する条例を廃止する条例について

取手市切土等工事の適正な執行に関する条例（平成21年条例第21号）を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月27日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

宅地造成及び特定盛土等規制法の改正により、これまで取手市切土等工事の適正な執行に関する条例による規制の対象とされていた工事が同法による規制の対象となることから、同条例を廃止するものです。

取手市切土等工事の適正な執行に関する条例を廃止する条例

取手市切土等工事の適正な執行に関する条例（平成21年条例第21号）は、廃止する。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。